

## 東京都石油コンビナート等防災本部会議議事録

- 1 日時  
平成30年11月12日 17:00～17:45
- 2 会場  
東京都庁第一本庁舎7階庁議室
- 3 出席委員  
別表のとおり
- 4 議事（会議における発言内容は別紙のとおり）
  - (1) 東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）について
  - (2) 災害想定及び防災計画の策定について
  - (3) 石油コンビナート等災害防止法について
- 5 配布資料
  - ・資料1 - 1 東京都における石油コンビナート等災害防止法への対応について
  - ・資料1 - 2 東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）
  - ・資料2 災害想定及び防災計画の策定について
  - ・資料3 東京都石油コンビナート等防災本部会議説明資料（消防庁特殊災害室）
  - ・東京都石油コンビナート防災本部本部員名簿
  - ・東京都石油コンビナート等防災アセスメント検討会委員名簿

<p>事務局 (有金総合防災部長)</p>	<p>ただいまより、東京都石油コンビナート等防災本部会議を開催いたします。 議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます東京都総務局総合防災部長の有金でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、東京都石油コンビナート等防災本部長の小池知事からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>防災本部本部長 (小池知事)</p>	<p>ただいまご紹介いただきました防災本部の本部長を務めております、東京都知事小池でございます。</p> <p>振り返ってみますと、1月から11月に至るまで、災害がなかった月はないような、そのような1年が過ぎようとしているところでございます。そしてまた一方で、この30年以内に70%の確率で発生するといわれている首都直下地震でございますけれども、これもいつ起こっても不思議ではないと。東京では、このような大災害がいつ発生しても、どうやって守っていくか、これを真剣に考えないわけにはまいりません。</p> <p>私自身も阪神・淡路大震災を経験した1人でございますし、3・11、東日本大震災の際には、千葉県の市原におけるガスタンクの爆発が、遠くからもその火が見えたということで、皆さんにもいろいろな記憶が残っていることかと思えます。</p> <p>今日お集まりいただいているその目的も、石油コンビナート災害に対してあらかじめ十分な対策を講じる必要性に応じてのお集まりでございます。</p> <p>そして、このたび、東京国際空港におきまして、燃料の貯蔵・取扱量が10万キロリットルを超える見込みとなりました。そして、その見込みをベースに、今年8月でございますが、特別防災区域の指定を受けたところでございます。このため、関係法令、そして条例に基づきまして、東京都に石油コンビナート等防災本部を設置したという手順でございます。</p> <p>首都圏の空の玄関口であります東京国際空港でございますが、まさしく日本の成長や地域の発展に極めて重要な役割を果たすわけでございまして、そのためにも徹底した防災の準備が重要となってまいります。</p> <p>東京国際空港地区におけますコンビナート防災を進めるためには、災害の想定を作成することがまず第一。そして第二に、その防災計画の策定とともに訓練をしっかり行って、実効性を高めることが重要でございます。</p> <p>私は、かねてより東京はセーフ・シティ、安心・安全なまちであるべきということで、これまで施策を進めてきたところでございますが、本日、このように石油コンビナート災害に対しましても、万全な防災対策を進めていかなければなりません。</p> <p>皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (有金総合防災部長)</p>	<p>ここで知事は次の予定がございますので、退席をさせていただきます。</p>
<p>防災本部本部長 (小池知事)</p>	<p>では、よろしくお願いいたします。 (小池知事退席)</p>

<p>事務局 (有金総合防災部長)</p>	<p>ここからは、議事の進行につきまして、多羅尾副知事をお願いいたします。</p>
<p>多羅尾副知事</p>	<p>それでは議事に従って進めてまいります。 東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (西川防災計画担当 部長)</p>	<p>東京都の防災計画担当部長の西川でございます。恐縮ですが、着座のままご説明をさせていただきます。 議題1「東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）」についてご説明をいたします。 その前に、まず、東京都における石油コンビナート等災害防止法への対応についてご説明を申し上げます。 ご覧になっていただいています資料左上、背景の部分がございますけれども、東京国際空港におきまして、航空機に燃料を供給する三愛石油株式会社さんが、タンクを増設することとなりまして、2019年末に貯蔵量・取扱量が9.7万キロリットルから11.7万キロリットルに増加することになります。この貯蔵・取扱量が10万キロリットルを超えますと、石油コンビナート等災害防止法に基づく対応が必要となってまいります。 次に、資料の中央でございますが、石油コンビナート等災害防止法に基づく主な対応についてですが、まず、石油等の貯蔵・取扱量が10万キロリットルを超えますと、災害の発生と拡大を防止するため、一体的な防災体制を構築すべき区域といたしまして、国が石油コンビナート等特別防災区域の指定を政令で行います。 都におきましては、資料左下の地図の赤で囲まれた部分になりますが、本年8月31日、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されたところでございます。 この石油コンビナート等特別防災区域が指定されますと、事業者は、事業所における災害発生や拡大防止に万全の措置を講じるとともに、特別防災区域内のそのほかの災害の拡大防止に関しまして必要な措置を講じる義務を負うこととなります。 具体的には、資料中頃右側の「事業者（特定事業者）の防災体制」に記載してございますが、屋外給水施設や非常通報設備などの特定防災施設等の設置や維持、消防車両やオイルフェンス等の防災資機材の設置や維持が必要となります。 また、自衛防災組織の設置や、自衛防災組織を統括する防災管理者等の選任や、防災規程の策定などが求められます。 また、上の囲みのところに戻りますけれども、国と都は、事業者の行うべき防災活動について助言や指導を行うとともに、特別防災区域に係る災害の発生や拡大の防止、災害の復旧のために必要な施策を講ずることとなります。 具体的には、資料右下の「行政機関等の防災体制」に記載しておりますけれども、石油コンビナート等防災本部を設置し、事前対策や災害時対応を行うこととなります。</p>

事前対策といたしましては、石油コンビナート等防災計画の作成と実施の推進や、防災に関する調査研究などを行います。

災害時の対応といたしましては、関係機関が実施する災害応急復旧に係る連絡調整や、石油コンビナート等現地防災本部に対する指示、災害発生時の国の行政機関との連絡、他の道府県との連絡調整などを行います。

次のページに移りますけれども、石油コンビナート等防災本部の設置についてでございます。

これは、石油コンビナート等災害防止法に基づいて制定されます東京都石油コンビナート等防災本部条例により設置されるものでございます。条例につきましては、本年10月15日に公布、施行をされております。

本部長を都知事といたしまして、本部長、専門員及び幹事で構成されます。

本部長は、特定地方行政機関、陸上自衛隊、警視庁、特別防災区域がある区、東京消防庁、特定事業者などで構成されておまして、その防災本部会議において防災計画の策定や発災時対応等を行います。

専門員は、学識経験者で構成されておまして、検討会において災害の想定を行います。

幹事会は、本部長の属する機関や特定事業所の職員から構成され、幹事は、本部長や専門員を補佐いたします。

なお、災害の発生や災害の発生のおそれがあり、緊急・統一的な防災活動の実施が必要な場合は、石油コンビナート等現地防災本部が設置されることになります。

石油コンビナート等現地防災本部は、本部長のうちから本部長が指名された者で構成されます。

資料の右側ですが、参考といたしまして、石油コンビナート等災害防止法と災害対策基本法との関係を概要図でお示ししております。

例えば、特別防災区域である東京国際空港地区におきまして災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づきまして東京都石油コンビナート等防災本部で対応いたします。

ただし、特別防災区域の範囲を超えるような大規模な災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく対応に加えまして、災害対策基本法に基づく災害対策本部とも連携をいたしまして対応をしていくこととなります。

次に、資料1-2をご覧くださいと思います。

東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）でございます。東京都石油コンビナート等防災本部条例の規定に基づきまして、東京都石油コンビナート等防災本部の議事その他の運営に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、石油コンビナート等防災計画の作成その他石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関する重要事項を審議する本部会議を置くことや、緊急を要し本部会議を招集する暇がないと認めるとき等に防災本部が処理すべき事項を本部長が専決できることなどを規定しております。

また、防災本部の所掌事務につきまして、連絡調整、事前協議等を行うために幹事会を置くことなどを規定しております。

こちらの「東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）」につきましては、事前に皆様のご意見をお伺いしながら、事務局において立案をさせてい

<p>多羅尾副知事</p>	<p>ただいております。</p> <p>「東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）」についての説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>それでは、特にないようですので、「東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）」につきまして、本部として承認したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ありがとうございました。それでは、「東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）」については、原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、（２）「災害想定及び防災計画の策定について」、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 （西川防災計画担当 部長）</p>	<p>それでは、災害想定及び防災計画の策定につきまして、資料２によりご説明を申し上げます。</p> <p>まず、資料左上、石油コンビナート等防災計画でございますけれども、特別防災区域に係る防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画でございます。</p> <p>この計画には、関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱、関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること、防災のための施設等の設置、維持等に関すること、災害の想定に関することなどをはじめ、資料に記載している主な内容を盛り込むものでございます。</p> <p>次に、資料右上、災害想定でございますが、目的といたしましては、石油コンビナート等防災計画を作成するため、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うものでございます。</p> <p>災害想定を行う方法ですが、まず、総務省消防庁特殊災害室が示されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に準拠いたします。</p> <p>また、平常時の事故及び想定される地震や津波の影響に基づきまして、対象施設への影響を評価します。</p> <p>さらに、災害の発生危険度と影響度の両面から災害危険性を総合的に評価いたします。</p> <p>評価の対象といたしましては、地域としては石油コンビナートの全域及びその周辺も含めた地域となります。また、施設といたしましては、可燃性物質等を大量に貯蔵する施設など、潜在危険性が大きい施設となります。さらに、災害といたしましては、平常時及び地震のときに発生する可能性がある漏洩、火災、爆発等の災害となります。</p> <p>検討の体制といたしましては、石油コンビナート等防災本部内に専門員で構成する「東京都石油コンビナート等防災アセスメント検討会」を設置いたしまして検討を行います。検討会を構成する専門員の名簿は次ページのとおりでございます。</p> <p>そして、今後のスケジュールですけれども、資料２の左下のところになりま</p>

<p>三愛石油株式会社早川常務取締役羽田支社長</p>	<p>すが、本日、第1回の本部会議を開催しておりますけれども、後日、検討会において災害想定を検討いたしまして、年度内に取りまとめを予定しております。また、防災計画につきましては、来年度の第3四半期までに策定を予定しております。</p> <p>災害想定及び防災計画の策定についての説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>三愛石油株式会社早川様、お願いいたします。</p> <p>三愛石油株式会社羽田支社の早川でございます。私からは石油コンビナート等災害防止法の適用に至った経緯を簡単に説明させていただきます。着座にて説明いたします。</p> <p>弊社三愛石油は、羽田空港が米軍より一部返還された1952年より航空機への給油並びに給油施設の運営管理を行ってまいりました。</p> <p>営業開始3年後の1955年には、より安全で迅速に航空機への燃料供給を可能とする消火栓方式のハイドラントシステムを日本で初めて導入いたしました。これにより現在では地下に埋設する約40キロメートルのパイプラインを通じ、1日当たり約9,000キロリットルの航空機燃料を航空機へ供給しております。</p> <p>2010年に羽田空港が再国際化した際、タンク2基を増設し現在8基で運用しておりますけれども、その後のさらなる需要増加、また、製油所からの海上輸送が強風の影響を受けることが多いことなどにより、備蓄量の安定的確保のため施設利用者各社の要望によりタンク2基を増設することとなりました。</p> <p>タンクが10基になりますと貯蔵・取扱量が約12万キロリットルの見込みとなることから、今般、石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業者となりました。</p> <p>今日までも危険物取扱事業者として東京消防庁様はじめ関係各機関と連携し、合同訓練やご指導のもとに給油施設の安全を維持してまいりました。</p> <p>今後も、ここにご参集の皆様と緊密な連携を図り、安全かつ安定供給が継続できる給油施設の運営管理に尽力してまいり所存でございます。</p> <p>関係各機関の皆様には多大なご協力をお願いすることとなりますが、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>多羅尾副知事</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>三愛石油株式会社さんをはじめとする各機関の皆様との連携を一層強化して、今後、着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、ほかに発言等ございますでしょうか。</p> <p>特によろしいでしょうか。それでは「災害想定及び防災計画の策定について」につきまして、本部として承認したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。それでは、「災害想定及び防災計画の策定につい</p>

総務省消防庁加藤特  
殊災害室長

て」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、(3)の「石油コンビナート等災害防止法について」、石油コンビナート等災害防止法を所管しており、今回オブザーバーとしてご出席いただいている総務省消防庁特殊災害室長、加藤様よりご説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

ただいまご紹介をいただきました、総務省消防庁で特殊災害室長をしております加藤と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

私の部署で、今回、石油コンビナート等災害防止法ですが、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の3省の所管になりまして、総務省の所管は私ども特殊災害室が担当してございますので、そういう点も含めて、今回、会議にオブザーバー参加させていただいて、少し情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

資料をお開けください。

これは、防災基本計画の抜粋を載せております。防災基本計画は災害対策基本法に基づきまして国が計画しているものですが、この中にコンビナートについても記述が載っております。これを参考に、災害予防に関して3つ、紹介させていただきたいと思っております。

まず1番目が、災害対応に必要な部分でございますが、災害時の複数の進入経路の確保に努めるということ国でも計画を載せてございます。

それから2つ目は事業所に関してでございますが、訓練等を積極的に実施していただくということを書いております。

それから3つ目は石油コンビナートの災害に応じてあらゆる機関が対応することになりますので、そういった機関の相互連携をしっかりといただくための訓練の実施を、計画に載せております。

これ以外にも、災害予防として、防災基本計画にコンビナート関係を幾つか書いておりますが、一応、主だったところを3つ紹介させていただきました。

それから、災害応急対策ですが、1つ目は、災害応急時にどうするかという中の一つで、事業所の義務というか、事業所に対してですが、大きな災害になったら地方公共団体にしっかりと連絡し、さらに国にも連絡いただくということでございます。

もともと、石油コンビナート等災害防止法に基づきまして、事業所は火災・漏洩等がございましたら管轄の消防署に通報するという義務を課してございますが、大規模火災、大規模災害になりましたら、こういったより大きな対応が必要になってくるということで、載せております。

2つ目が、これも事業者に対してですが、周辺の事業者と協力して災害の拡大防止を図るということで、今回は三愛石油さん1社ということになりますので、あまりこれは関係しませんが、石油コンビナートというのは基本的に幾つかの会社が、それぞれが連携し合いながら1つの地区を形成しているというのがほとんどですので、こういった文章が載っているところでございます。

それから、3つ目が、消防、それから自衛防災組織という事業所の消防隊について、火災の状況の把握と迅速消火を行っていくというものも国の計画に載せているところでございますので、ご承知おきいただければと思います。

次をお開けください。

私どものほうで、石油コンビナート等災害防止法の政令で地区の指定しております。現在、33都道府県84地区で指定しているということでございまして、今年、右の表の18番、東京国際空港地区を追加したものでございます。

なお、類似の地区として40番目に書いてあります関西国際空港地区というのがございます。これについては参考になると思いますので、後ほど詳しく説明させていただきます。

次をお開けください。

次の資料は、資料1で説明をされているので、基本的な内容は省略させていただきますが、写真を載せております。特別防災施設の設置の義務が事業者にかかってきますが、この義務が課される給水栓であるとか非常通報設備はこういうものだというものを写真で紹介しております。

それから右側、自衛防災組織で防災資機材を用意しまして、消火活動等をしっかり行っていただくということになります。そこで使う資機材ですね。今回、甲種の普通化学消防車、それから普通高所放水車が、事業所では必要になります。

次をお開けください。

関西国際空港地区が今はどうなっているか説明をさせていただきたいと思えます。

ここも特定事業所としては新関西国際空港株式会社1社で地区を運営しているところでございまして、油の取扱量は、今、19万8,000キロリットルということで、今回の東京国際空港地区よりも少し多い量を扱っているところでございます。

一応、関西国際空港地区で用意している防災資機材を、右側に参考として載せているところでございます。

どこにタンク群があるかということで、写真をよく見ていただくと、2つ滑走路があるうちの右側の滑走路のほうの右下にタンクが見えるかと思うのですが、これが関西国際空港のタンク群でございます。今回の東京国際空港のタンク群と同じように、基本的には航空機燃料を貯蔵し、そこから供給するという地区になっておりますので、一般的なコンビナート地区に比べると、比較的、リスクという意味では少し低い地区に当たると思えます。

次をお開けください。

大阪府で現在作っております防災計画の概要を載せております。これは「関西国際空港地区に関する部分」という形を書かせてもらっておりますが、これもあくまでも抜粋という形で、こんなものがあると思っていただければと思います。

大阪府は、今回の東京と違しまして、関西国際空港地区以外に大阪北港と、あと堺泉北臨海地区という大きな石油精製プラント、大きなタンクというものを擁しておりますので、非常に厳しい計画を作られております。その中で関西国際空港に関わる部分だけ簡単に抜粋しております。

まず、1番目の災害想定でございます。これは既に想定が終了しておりますが、関西国際空港地区に関しましては、平常時、地震、津波災害ですけれども、平常時ではどうリスク評価しているかということ、まず、危険物の漏洩とか爆発に関しましては、区域外への影響はないとはっきり評価をしています。

ただ、下の方にもう一つ特殊な事例として、災害時に大量の負傷者、要救助



	<p>者の発生のおそれというのを載せておりますが、これはすぐそばに空港の施設がございますので、そこのお客さん等に影響が及ぶ可能性があります。他のコンビナート地区ですと外部からの人はほとんど入ってこないのですが、こういう危険性が別のリスクとしてあると書かれております。</p> <p>それから、地震等についてでございます。大阪府の想定地震に基づいて書かれておりますが、まず、地震に関しましては、タンク、配管、タンカー、これが油を保有している可能性があります、そこから少量の油の漏洩、それから出火危険性ありという評価をしているところでございます、大きな災害につながるということはないということでございます。</p> <p>それから、津波に関して想定津波によるタンクの滑動はなしということで、要は、津波によってタンクが波に持っていかれるということは想定されないと大阪府の計画では、評価しているところでございます。想定される地震とか津波が東京では違いますので、同じ評価ではないと思いますが、参考にさせていただければと思います。</p> <p>それから、2番目の予防対策でございます。これは、ここに幾つか羅列してございますが、基本的には、先ほど言いました堺泉北臨海地区のように大きな石油精製プラントのところがメインに書かれておりますので、それを一緒になぞっているという形でございますが、1つ特別な書き方があるのが、上から4つ目でございます。</p> <p>これは関空特有の予防対策として載せてございましたが、航空機事故による災害の予防（連絡体制）というのを実は細かく計画の中にしてございます。これは、コンビナートの事故というよりも、航空機事故が起こったときに、その影響がないように、もしくは、それで影響がないというのは難しいのですが、連絡体制をそのときにしっかりやると。コンビナートへも被害が出るかもしれないから、その連絡体制をしっかりと予防対策で載せています。</p> <p>それから、災害応急活動につきましては、そこに掲げられているようなもの、これは全般的な形として書かれているところでございます。</p> <p>私が用意した資料は以上でございます。参考にさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
多羅尾副知事	<p>加藤様、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定しておりました議事については全て終了いたしました。会議全体を通しまして、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、最後に、特別防災区域が所在する特別区の大田区の松原区長様より一言いただければと思います。</p>
松原大田区長	<p>それでは、私のほうから一言お話をさせていただきます。</p> <p>大田区はかねてより羽田空港との共存共栄を目指したまちづくりを進めております。先般も空港に隣接する跡地第1ゾーンにおきまして、2020年のまちづくり概成を念頭に、国・東京都をはじめとする多くの関係者の皆様のお力添えをいただき、「新産業創造・発信拠点」の整備事業に着手をしたところでございます。この起工式には長谷川副知事にもご参加をいただき、ありがとう</p>

	<p>ございました。</p> <p>共存共栄のまちづくりを進めていくに当たりましては、区民生活における安全・安心の確保が重要であります。そのような観点からは、空港、航空機の安全確保はもちろん、騒音などの環境対策、今回の石油コンビナートとしての防災対策など幅広い課題があると考えております。</p> <p>とりわけ、東京都石油コンビナート等防災本部におかれましては、羽田空港と地元大田区とのこれまでの関係性を考慮し、災害想定や防災計画の策定等の過程において、積極的に情報を公開するなど区民の不安などの解消を図っていただきたいと思います。</p> <p>特に、大規模震災時の指定避難場所が特別防災区域内に含まれていることから、安全対策には、格段の対策強化をお願いいたします。</p> <p>大田区も地元区として、東京都の防災本部と連携して、必要な対策を検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>多羅尾副知事</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま大田区の松原区長様からいただいたご発言も踏まえ、検討過程においては積極的な情報公開に努めながら、地域の状況を踏まえた防災体制の構築をここにいる皆様と協力して進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (有金総合防災部長)</p>	<p>これをもちまして、東京都石油コンビナート等防災本部会議を終了させていただきます。なお、タブレット端末につきましては、机の上に置いたままお帰りください。</p> <p>本日は、皆様、どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

## 平成30年第1回 東京都石油コンビナート等防災本部会議 出席者名簿

区分	本部員職名	本部員氏名	出欠
特定地方 行政機関	東京労働局長	前田 芳延	出席
	関東東北産業保安監督部長	金地 隆志	出席
	関東地方整備局 企画部長	若林 伸幸	出席
	東京海上保安部長	糸井 一幸	出席
自衛隊	陸上自衛隊第1師団長	竹本 竜司	出席
警視總監	警視總監	三浦 正充	出席
都の職員	副知事	長谷川 明	出席
	副知事	猪熊 純子	出席
	副知事	多羅尾 光睦	出席
	東京都技監（建設局長兼務）	西倉 鉄也	出席
	政策企画局長	梶原 洋	出席
	政策企画局理事（報道総括担当）	河内 豊	出席
	総務局長	遠藤 雅彦	出席
	危機管理監	小林 茂	出席
	財務局長	武市 敬	出席
	生活文化局長	浜 佳葉子	出席
	都市整備局長	佐藤 伸朗	出席
	環境局長	和賀井 克夫	出席
	福祉保健局長	内藤 淳	出席
	病院経営本部長	堤 雅史	出席
港湾局長	斎藤 真人	出席	
市町村長	大田区長	松原 忠義	出席
消防長	消防總監	村上 研一	出席
特定事業所	三愛石油株式会社 常務取締役羽田支社長	早川 智之	出席
その他	東京航空局東京空港事務所東京国際空港長	森本 園子	出席
	東京管区气象台長	佐々木 洋	出席
	公益社団法人東京都医師会 理事	新井 悟	出席
	日本赤十字社東京都支部事業部長	高桑 大介	出席
	日本放送協会首都圏放送センター長	桑代 百合子	出席
	東日本電信電話株式会社東京事業部設備部長	茂野 伸夫	出席
	常葉大学社会環境学部教授/常葉大学院環境防災研究科研究科長	重川 希志依	欠席
	公益財団法人市民防災研究所理事	池上 三喜子	出席
オブザーバー	総務省消防庁 特殊災害室長	加藤 晃一	出席

\*出席者には代理出席も含まれます。